

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K13-29
- 2 案 件 名 令和7年度 市民税・県民税・森林環境税税額通知書等の印刷、印字、封入等業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約締結日から
令和7年（2025年）5月30日まで
- 5 契約相手 住所：東京都板橋区板橋1丁目53番地2号 TM21ビル
社名：株式会社 TLP
- 6 指定理由 (根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
指名競争入札をおこないましたが、応札者が上記の1者のみで不調となりました。作業日程より取り急ぎ契約をする必要があるため、上記事業者と特名随意契約を結びます。
- 7 問い合わせ先
部課名：企画経営部市民税課 内線：2447

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 1 2 - 1、K 1 2 - 2
- 2 案件名 督促状の印字及び封入封かん業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約日 から令和7年（2025年）3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：西宮市津門稻荷町11番12号
社名：塚田印刷株式会社
- 6 根拠法 地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書き 該当
- 7 指定理由 令和5年12月11日締結の「督促状等印刷製本ほか」の見積もり合わせの際、「督促状の印字業務委託」及び「督促状の封入封かん業務委託」の2業務を一連の業務として、一括で見積もりを取り、契約相手方を決定しているため。
- 8 問合わせ先 市税収納課 （内線：2468）

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 1 2 - 5、K 1 2 - 6
- 2 案件名 催告書の印字及び封入封かん業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約日 から令和 7 年（2 0 2 5 年）3 月 3 1 日まで
- 5 契約相手方 住所：西宮市津門稻荷町 1 1 番 1 2 号
社名：塚田印刷株式会社
- 6 根拠法 地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書き 該当
- 7 指定理由 令和 5 年 1 2 月 1 1 日締結の「催告書等印刷製本ほか」の見積もり合わせの際、「催告書の印字業務委託」及び「催告書の封入封かん業務委託」の 2 業務を一連の業務として、一括で見積もりを取り、契約相手方を決定しているため。
- 8 問合わせ先 市税収納課 （内線：2 4 8 9）

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 1 2 - 1 0
- 2 案件名 宝塚市滞納整理システム サービス利用契約
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和 7 年 (2025 年) 2 月 1 日から
 令和 7 年 (2025 年) 10 月 31 日まで
- 5 契約相手方
 住 所 : 福岡県福岡市博多区博多駅前 2 - 1 9 - 2 4
 大博センタービル 5 階
 社 名 : 株式会社シンク
- 6 指定理由
 (根拠) 地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号 該当
 宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)

当市の徴収業務においては、株式会社シンクが開発した滞納整理システムをサブシステムとして使用しており、本システムを使用して法令に沿った滞納処分、交渉記録の管理等を含め適正な滞納整理を執行しています。本システムが有する独自のデータ抽出機能は当市の滞納整理に必要不可欠な機能であり、本システムを使用することで効率的な滞納整理の執行が確保できており、継続利用する以外にありません。

上記のことから、今回の利用更新にあたっては、本システムの使用提供における権利を有する唯一の業者である同事業者を相手方として指定しサービス利用契約を締結します。

- 7 問合わせ先
 部課名 : 企画経営部 市税収納課 内線 : 2 4 8 9

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 1 9 5
- 2 案件名 ガバメントクラウド接続回線使用契約
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 令和 7 年（ 2 0 2 5 年） 2 月 1 日 ～
令和 7 年（ 2 0 2 5 年） 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方
住所 大阪府大阪市北区堂島浜 1 - 2 - 1 新ダイビル
社名 株式会社日立システムズ
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当

(指定理由)
当該契約は令和 6 年度契約「【K4-184】自治体情報システム標準化共通機能導入業務委託（ガバメントクラウド接続回線）」で上記相手方から導入した回線を使用するために必要な使用契約であり、上記相手方以外では提供を受けることが出来ません。以上の理由により、上記相手方と随意契約を行います。
- 7 問合わせ先
課名：情報政策課 内線： 4 7 0 3

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 1 9 6
- 2 案件名 令和 6 年度宝塚市自治体情報システム標準化に伴う文字同定業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 契約日から
令和 7 年（2 0 2 5 年）3 月 3 1 日まで
- 5 契約相手方
- | | |
|----|-----------------------|
| 住所 | <u>神戸市中央区東町 1 2 6</u> |
| 社名 | <u>日本電気株式会社</u> |

- 6 指定理由
（根拠）
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当

（指定理由）

本委託は、令和 5 年度契約「【K4-37】宝塚市自治体情報システム標準化に伴う文字同定業務委託」で上記相手方に委託した業務の後続作業です。住民記録システムで使用している FA-JIPS 明朝および各業務システムで使用している MS 明朝について、行政事務標準文字へ文字同定する業務です。

FA-JIPS 明朝は NEC が提供している文字です。また、共通基盤にて提供している FA-JIPS 明朝と MS 明朝との変換テーブルは、共通基盤の構築事業者である NEC が作成したものを使用しており、著作権上の都合によりほかの事業者では作業ができません。

以上の理由により、当市の文字管理に精通している上記相手方を指定します。

- 7 問合わせ先
課名：情報政策課 内線：4 7 0 3

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健せ支委－7
- 2 案件名 宝塚市重点支援給付金（R6 住民税非課税世帯及びこども加算）システム開発等業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和7年（2025年）6月30日まで
- 5 契約相手方 住所：兵庫県神戸市中央区東町126
社名：日本電気株式会社

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第5号 該当

宝塚市契約規則 第20条1項 ただし書 該当

(指定理由)

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策(令和6年11月22日閣議決定)」には、低所得者への緊急的な支援として給付金を支給することが盛り込まれています。

本給付事業は、経済状況の急激な変動による影響を緩和するためにできる限り迅速な給付につなげていく必要があると国から通知されており、早急に事業者を決める必要があります。

また、今回の給付事業は昨年から実施している令和5年度住民税非課税世帯への給付金(3万円、7万円)、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金(10万円)、こども加算給付金(対象児童1人あたり5万円)、令和6年度新たに住民税非課税世帯・または均等割のみ課税となる世帯への給付金(10万円)に続く給付事業であるため、先の事業との関連性が深く、他の事業者より迅速な対応が可能なため、これまでの事業において給付対象者等を管理するシステムの開発等を委託した上記の業者と随意契約を締結します。

7 問合わせ先

課名：せいかつ支援課 給付金担当 内線：2595

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健せ支委ー 8
- 2 案件名 宝塚市重点支援給付金（R6 非課税世帯及びこども加算）コールセンター等運用業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和 7 年(2025 年) 6 月 3 0 日まで
- 5 契約相手方 住所：東京都港区芝浦 3 丁目 4－1
社名：パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項 第 5 号 該当

宝塚市契約規則 第 20 条 1 項 ただし書 該当

(指定理由)
「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策(令和 6 年 11 月 22 日閣議決定)」には、低所得者への緊急的な支援として給付金を支給することが盛り込まれています。
本給付事業は、経済状況の急激な変動による影響を緩和するためにできる限り迅速な給付につなげていく必要があると国から通知されており、早急に事業者を決める必要があるため、これまでの給付金事業で実績のある上記の業者と契約を締結します。
- 7 問合わせ先
課名：せいかつ支援課 給付金担当 内線：2 5 9 5

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障賃－１
- 2 案件名 宝塚市障碍（がい）福祉情報支援システム等賃貸借及び保守に関する契約（再リース）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和７年（２０２５年）１月１日～
令和７年（２０２５年）３月３１日
- 5 契約相手方
住所：神戸市中央区磯上通７丁目１番８号
社名：ＦＬＣＳ株式会社 神戸支店
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第１６７条の２第１項第２号該当
宝塚市契約規則 第２０条第１項 ただし書 該当

(指定理由)
本案件は、令和６年（２０２４年）１２月３１日をもって期間満了となるサーバ統合化基盤への移行に係る障碍（がい）福祉情報支援システム等賃貸借及び保守に関する契約の再リース契約です。
本契約においては、障碍（がい）福祉事務処理及びプリンタ等のハードウェアを借り上げており、ソフトウェア、ハードウェア間の連携に優れ、システムの拡張性を考えたうえでも最適であるため、同機器の所有者である同事業者を随意契約の相手方とします。
- 7 問合わせ先 課名：障碍（がい）福祉課 内線：２５４０

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子応委－9
- 2 案件名 児童手当システム標準化対応業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内 外
- 4 契約期間 契約日 から 令和8年（2026年）3月31日
- 5 契約相手方
住所： 大阪市北区堂島2－4－27
社名： 日本事務器株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

令和3年(2021年)5月12日に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立し、原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度(2025年度)末までに、ガバメントクラウド等に構築された標準化基準に適合した基幹業務システムへ移行することとなった。

令和5年度に本市が実施したRFIにおいて標準化対象業務に関するRFPへの参加可否を確認したところ、現行システム事業者以外からの参加表明が得られない現状にあるため、事業者の切替は非常に困難である。

これらを踏まえ、現行システム事業者である上記事業者を契約相手方として指名するものである。

- 7 問合わせ先
課名：子育て応援課 内線：2646

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子応委－１０
- 2 案件名 児童扶養手当システム標準化対応業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内 外
- 4 契約期間 契約日 から 令和８年（２０２６年）３月３１日
- 5 契約相手方
住所： 大阪市北区堂島２－４－２７
社名： 日本事務器株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第１６７条の２第１項第２号該当
宝塚市契約規則 第２０条第１項 ただし書 該当

(指定理由)

令和３年（2021年）５月12日に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立し、原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和７年度（2025年度）末までに、ガバメントクラウド等に構築された標準化基準に適合した基幹業務システムへ移行することとなった。

令和５年度に本市が実施したRFIにおいて標準化対象業務に関するRFPへの参加可否を確認したところ、現行システム事業者以外からの参加表明が得られない現状にあるため、事業者の切替は非常に困難である。

これらを踏まえ、現行システム事業者である上記事業者を契約相手方として指名するものである。

- 7 問合わせ先
課名：子育て応援課 内線：２６４６

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 C 2 - 8 - 2
- 2 案件名 共通設備等点検整備委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜 1 丁目地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和 7 年(2 0 2 5 年)3 月 3 1 日
- 5 契約相手方
住所：大阪市西区土佐堀 1 丁目 3 番 2 0 号 三菱重工大阪ビル
社名：三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)

当該機器は本市施設専用に設計されており、整備にあたっては、プラントの性能、特性、機能及び同じ方式の他プラントでの整備状況を熟知している必要があります。

また、限られた停止期間内に部品を調達し、完全な整備を行うことができるのは施設の設計建設を行ったプラント製造業者のメンテナンス会社しかありません。

以上のことから当該焼却炉を設計建設した三菱重工業株式会社のメンテナンス会社で当施設の整備実績のある三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社との特名随意契約を行う。

7. 問い合わせ先

課名： 管理課

内線： 8288

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 消セ委－ 2
- 2 案件名 令和 6 年度特定計量器定期検査業務委託
- 3 案件場所 宝塚市市内一円 地内
- 4 契約期間 令和 7 年（2025年） 1 月 6 日から
令和 7 年（2025年） 3 月 3 1 日まで
- 5 契約相手方 住所： 神戸市中央区下山手通 6 丁目 3 番 2 8 号
（兵庫県中央労働センター内）
社名： 一般社団法人 兵庫県計量協会
- 6 指定理由 （根拠）
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当

（指定理由）
特定計量器の定期検査は、計量法第 2 0 条第 1 項で定める
「指定定期検査機関」に検査業務を行わせることができると
規定されている。
当該事業者は本市が指定した唯一の指定定期検査機関であ
り、計量法第 2 1 条第 1 項に基づく告示により上記相手方と
随意契約にて締結するものである。
- 7 問合わせ先 課名：宝塚市消費生活センター
電話： 0 7 9 7－8 1－4 1 8 5